

役員の報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人ビル管理教育センター(以下「センター」という。)寄附行為第14条の2第1項の規定に基づき、常勤役員の報酬の支給について定めることを目的とする。

(決定機関)

第2条 理事長は、理事会の決議を経て、役員に報酬を支給する。

(役員報酬の意義)

第3条 この規程における役員報酬とは、センターが役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、年俸とする。

2 役員報酬の額は、一定の額を超えない範囲で、経歴、年齢及びセンターの財政状況等により定める。

(通勤手当の取扱い)

第5条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支払いと控除)

第6条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 所得税、社会保険等の控除は、毎月の報酬から控除して支給する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は支給しない。

(補則)

第8条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

この規程は、平成21年9月9日から施行する。